

# 市川市立大洲中学校「学校いじめ防止基本方針」 平成 29 年 4 月

(『いじめ防止対策推進法』H25.6.28 公布、9.28 施行 による)

## はじめに

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の生きる権利を奪い、命そして身体に重大な危険をおよぼします。そして将来にわたっていじめを受けた生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を与えます。私たち市川市立大洲中学校はいじめのない学校をつくります。すべての生徒はいじめを行いません。すべての生徒はいじめにかかりません。すべての生徒は他の生徒に対するいじめを見過ごしません。

## 1 いじめの防止のための基本方針

いじめ根絶のための基本方針を確認します。なお詳細は「いじめ防止対策推進法」によります。

### (1) 教育指針

生徒のいじめに対する理解を深め、自らいじめを行わず、また主体的にいじめに抗することができるよう、すべての教育活動の機会を通じて学びます。

### (2) いじめの定義

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じている」ものです。

### (3) いじめの判断

いじめの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

### (4) いじめの認知

いじめの認知は、学校に設置する「いじめ防止対策委員会」等で協議して行います。

## 2 いじめの防止のための基本方針

### (1) いじめに対する対応

いじめはどの生徒にも起こりうります。とりわけ嫌がらせや意地悪など暴言や暴力を伴わないいじめは、立場を入れ替えてどの生徒も被害者から加害者に替わってしまう場合があります。よっていじめの直接的な加害者・被害者だけではなく、その他傍観者的な立場にある生徒の存在も視野に、生徒全員がいじめを許さない雰囲気形成するようにしなければなりません。

### (2) 教職員の責務

- ①すべての教職員は、いじめが行われず生徒が安心して学校生活をおくることができるようあらゆる教育活動の機会をとおして生徒を指導します。
- ②すべての教職員は、絶えず保護者と連携を図り学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。
- ③すべての教職員は、いじめが疑われる場合またはいじめが生じたと認められる場合は、迅速に適切な対処を行うとともに速やかに学年・生徒指導・管理職に報告をします。

### 3 いじめ防止の具体的施策

#### (1) いじめの未然防止

すべての生徒がいじめの加害者・被害者あるいは間接的な加害者になることがないように、いじめに対する正しい認識をもつと共に、いじめのない人と人との関係を構築できるよう学校・家庭・地域が連携していじめを生まない許さない社会の形成を心がける必要があります。このため、本校では特に家庭・地域との連携を深めます。

- ①いじめ防止対策推進法の考え方を生徒及び保護者に伝えます。
- ②教職員による体罰または差別的発言等は、いじめ生む土壌となりますので一切許容しません。
- ③「わかる授業」の教育実践によって、生徒一人一人が自分の能力とあり方を肯定的にとらえることができるよう努めます。また集団生活のなかで生徒一人一人が自己の居場所を確立確認できるようきめ細かい指導を行います。
- ④生徒会などの生徒の自発的自主的な活動を支援します。
- ⑤年間計画に基づき、5，7，9，12，2月に、すべての学級でいじめ等に関するアンケートを実施し指導に活かしていきます。アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設けます。またアンケートの実施に連動して教育相談の広報・周知を強化し、生徒の受入れ体制を拡げます。

#### (2) いじめの早期発見

- ①いじめは、まわりの大人が気づきにくく発見・判断が常に遅れる傾向があることを認識する必要があります。
- ②ささいな兆候であっても、いじめにつながるものではないかとの認識をもち、あらゆる角度から観察し検討を加えます。この場合、当該兆候に関係する教職員複数と連絡を取り協力し合います。

<いじめの具体例>

(国の『いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### 4 いじめ防止の具体的施策

##### (1) いじめが発生した場合の対処

- ①教職員、生徒あるいは保護者からいじめの発見・通報あるいは相談を受けた職員（以下、「関係職員」という。）は速やかに学年・生徒指導・管理職に報告をします。
- ② 学校は速やかに事実関係の確認に着手します。関係保護者に速やかに適切な連絡を行い協力を求めます。いじめられた生徒、保護者へは徹底して生徒を守り通すこと、秘密を守ることを伝え、不安等を除去するとともに生徒の安全確保に全力を挙げて取り組みます。
- ③ 事実確認の結果はただちに市教育委員会に報告します。市教育委員会と協議の後、犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と相談します。

##### (2) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み、投稿等があった場合は学校として、問題箇所を確認し、この箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講じます。
- ②書き込み対応については、被害者の意向を尊重するとともに、関係機関（プロバイダー等）に学校として削除要請を行い当該生徒・保護者の保護に努めます。不当な書き込み投稿等を行った生徒の対応については、必要に応じて市教育委員会と協議し所轄警察署や法務局人権擁護部等外部機関と連携し対応します。
- ③ 情報モラル教育を推進するため、あらゆる教育活動の機会を通して情報の受け手や発信者としての必要な知識・能力またマナーを学習します。

#### 5 いじめ防止の組織

##### (1) 名称及び組織構成等

- ① いじめ防止対策委員会  
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当主任、養護教諭、カウンセラー（SC, LC）で構成します。

- ② 緊急会議…校長が、必要に応じていじめ防止対策委員会招集する

## 2) 役割

- ① 校長、教頭の役割・・・学校基本方針に基づく取組の実施、緊急会議の開催、保護者対応、いじめ防止の取組について

のPDCAサイクルによる検証

いじめに関する教職員研修やケース会議の計画

- ② 生徒指導主任の役割・・・年間計画の作成、実行、検証、修正  
いじめの相談、通報の窓口、事実関係の聴取、いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化

## (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に被害が生じたもしくは生じる疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行います。  
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長  
校長→教育委員会
- ③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ④ 調査結果を、教育委員会に報告します。
- ③ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講じます。
- ⑥ 状況に応じて専門的知識を有する第三者の参画を検討します。

## 3 取組の点検、評価等について

### (1) いじめ問題に関する取組の点検、評価等

- ① 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行います。
- ② ホームページ等で、「学校いじめ防止基本方針」を公表します。

- ③ 毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとります
- ④ いじめの問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、改善に取り組みます。

## (2) いじめに関するアンケート等の保存期間

- ① いじめに関するアンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は卒業後1年とします。
- ② アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は5年とします。なお、保存期間の起算日はアンケート等を実施、作成した年度の翌4月1日とします。

## (附則)

平成26年2月1日、本基本方針策定。

平成28年4月1日、基本方針（第2次）改定。

平成29年4月1日、基本方針（第3次）改定。